指定管理者管理運営状況検証調書②

1 施設の概要

施設名	高松空港県営駐車場	所在地	高松市香南町岡
設置目的	高松空港利用者の利便性の向上を図ることを目的として設置		
規模	4,654.68m ²	設置年月日	平成26年12月20日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	高松空港 株式会社	指定期間	平成30年4月1日~令和5年3月31日
委託業務の 内容	駐車場の供用、維持管理、利用料金の収納、管理運営にかかる報告等、広報等利用促進、その他駐車場の管理運営に必要な事項	県からの 委託料	なし
導入効果	①経費の節減 ・委託料について県からの支出はなく、利用料金収入をもとに指定管理者が運営費を負担している。 ②サービス水準の向上 ・高松空港用地内(県営駐車場敷地に隣接)に、高額紙幣や電子マネーに対応した事前精算機が設置され、出庫時の快適性・利便性が向上した ・県営駐車場、空港前面駐車場、航空機運航情報等の問い合わせ窓口が空港運営会社へ一元化され、駐車場利用を含めた空港に関する問い合わせ先が分かりやすくなった ・高松空港ホームページ内にて、リアルタイムな利用状況と連動した駐車場の混雑状況を表示し、現地到着前に駐車場の空き状況が確認できるようになった ・空港前面駐車場の無料利用時間拡大にあわせて県営駐車場の無料利用時間が拡大(30分→1時間)し、見送りや出迎え客が駐車場を利用しやすくなった ・各駐車場(県営駐車場、空港前駐車場)の利用時間数ごとの料金を分かりやすくするため、空港ホームページに「料金早見表」を作成・掲載し、長期利用者をはじめ、空港利用者の利便性向上につながっている・場周道路沿いなど空港敷地内に案内看板を設置し、場所の分かりやすさが向上した ③施設管理、法令等の遵守等 ・仕様書等に定める水準を実施		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の 管理形態	指定管理
	①連宮経費の比較 指定管理者制度を継続する方が、効率的であると考えられる。
理由	②サービス水準の向上 上記のとおり、適切な利用者サービスが行われており、指定管理者制度を継続する方がサービス水準の向上を図ることができると考えられる。
	③施設管理、法令等の遵守等 上記のとおり、適正な管理運営の確保と法令等が遵守されており、指定管理者制度の継続によって今後も、 適正な管理水準が確保されると考えられる。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	非公募
非公募の 場合、 その理由	駐車場の利用状況等と航空機の運航情報等との問い合わせ窓ロー元化や、一体的な情報発信、送迎車両の無料利用時間拡大、事前精算機導入による利用環境改善、当該施設利用者が利用する高松空港との一体的な運営により、利用者へのサービス向上が図られている。引き続き、高松空港(株)による一体的な運営を活かし、利用者へのサービス向上等を図る必要があることから、高松空港(株)による指定管理とする。